

大泉町文化むら施設貸出し条件変更についてのご案内

令和3年10月22日(金)から群馬県の警戒度が「2」に引き下げられます。これに伴い、10月26日(火)から大泉町文化むら施設の貸出し条件を以下のとおり緩和いたします。

1. 文化むら貸出条件

(1) 利用許可対象者

群馬県内に在住の方

(2) 利用可能時間

午前9時 ~ 午後10時

(3) 利用定員

当面の間、別表1「大泉町文化むら感染予防のための入場定員」を各施設の定員とさせていただきます。
【別表1：大泉町文化むら感染予防のための入場定員】(PDF)

(4) 施設使用申請時のお願い

施設の使用申請時に、別紙1の「新型コロナウイルス感染防止のための施設利用申請者依頼事項」をチェックのうえ、必要事項をご記入ください。

【別紙1：新型コロナウイルス感染防止のための施設利用申請者依頼事項】(PDF)

(5) 消毒・換気のための整備時間

①大・小ホールの利用は原則1日あたり1件のご利用に限ります。

②大・小ホールを除く各施設は、利用後に消毒のための整備時間を1時間設けさせていただきます。

(6) 感染防止のためのお願い

①来館前には検温を行い、咳、発熱、味覚異常などウイルス感染が疑われる症状がある場合は来館を見合わせてください。

②申請者は全ての来場者の氏名・連絡先を別紙2「利用者名簿」に記録のうえ、保健所等から求めがあった場合は速やかに提出できるよう、最低2週間は保管してください。

【別紙2：利用者名簿】(PDF)

③1時間に1回を目安に換気をしていただくようお願いします。

④ソーシャルディスタンス(2m程度の間隔)の確保をお願いします。

⑤マスクまたはフェイスシールドの着用、咳エチケット等のご協力をお願いします。

⑥施設の入退出の際、手指消毒を行ってください。

⑦ロビー、休憩コーナーでの長時間の滞在は当面の間ご遠慮ください。

⑧大声での発声を避けるため、マイクなどの拡声装置の貸出をご利用ください。

(マイクの使い回しは避けてください／貸出物品については随時職員が消毒します)

(7) 多くの人を集める催しを主催される場合

感染リスクへの対応が十分に整わない場合は、主催者に中止又は延期するよう求める場合があります。主催者は、別紙3「新型コロナウイルス感染防止のためのイベント主催者依頼事項」を必ず遵守してください。

【別紙3：新型コロナウイルス感染防止のためのイベント主催者依頼事項】(PDF)

2. その他

(1) 休憩コーナーのご利用について

休憩コーナーは当面の間、テーブル、イス、閲覧用の新聞・雑誌を撤去いたします。当面の間、長時間のご利用はご遠慮ください。(自動販売機はご利用頂けます)

3. 注意事項

(1) 施設利用の中止・変更をお願いする場合があります

今後のウイルス感染状況によっては、一度使用が許可されたご利用であっても、中止・変更をお願いする場合があります。この場合は、施設・付属備品の使用料を除き、利用停止に伴って発生した損害については保証の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

【座席100%使用時の大ホール座席表】

●バルコニー席の全エリアを使用する場合(JPG)

●バルコニー席の前方封鎖した場合(JPG)

【座席50%使用時の大ホール座席表】

●バルコニー席 全エリアを使用する場合(JPG)

●バルコニー席 前方封鎖した場合(JPG)